

会議の名称	議員定数・報酬等検討 特別委員会 協議会	開催月日・令和8年2月13日 開会時間・午前・午後10時27分 閉会時間・午前・午後11時48分
出席者	河崎 周平      安藤 誠      後藤 徹      佐藤 健 南谷 清司      栗津 明      原 一郎      安井 智子 川柳 雅裕      野口 佳宏      後藤 國弘      堀 隆和 藤川 貴雄      豊島 保夫      南谷 佳寛      花村 隆 山田 紘治      近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長    浅井議会総務課長    堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数・議員報酬・政務活動費について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 27 分】

後藤國弘委員長

それでは、ただいまから議員定数・報酬等検討特別委員会を開会いたします。本日の協議事項は、お手元に配付しましたとおりであります。

前回、12月23日の議員報酬分科会から検討結果の報告があり、全ての分科会の結果が出ました。本日は前回お話ししましたように、議員定数、議員報酬、政務活動費の3点について、最終的な結論を出したいと考えます。

まずは色々な提案をテーブルに載せていただき、議論していただきたいと思えます。また、本日の会議のフォルダー内には資料が入っておりますので、事務局から説明をお願いします。

議会総務課長補佐

まず、「同規模（6万から7万人）の議会の財政規模と職員数、議員報酬の関係」という資料をご覧ください。こちらは市の財政状況と議員報酬、議員定数についての関係を表にしたものでございます。

基本的に、現在の18人で報酬が変わらないという状況であれば、同規模他市と比較いたしますと、まず議員1人あたりの標準財政規模は34番目ということで、財政規模からすると人数が多いのではないかと、あるいは平均的な25番目程度と比較してかなり少ないという状況です。

また、右側の列にある「議員報酬が一般会計の歳出に占める割合」ですが、これは18人分で計算したもので、51市中9番目ということで、一般会計の歳出に占める割合がかなり高い状況でございます。

3列目の「市長報酬に対する議員報酬の割合」につきましても16番目ということで、割合高いところに位置しております。表には、定数を18人から17人、16人とした場合、またそれぞれ報酬を5%アップ、5%ダウンさせた場合の関係を全て示しております。

もう1つが「報酬について」という資料です。平成元年4月1日からの議員報酬の移り変わりを表にしたものでございます。基本的に平成2年から8年については、市長の報酬が上がったと同時に議員の報酬も上がっております。その後はそれぞれの事情に応じて上げ下げが繰り返され、現在の金額になっているという状況を表にしております。

後藤國弘委員長

フォルダー内にはそれ以外にも、議員報酬・政務活動費の採決案について佐藤委員から事務局に提出いただいております。

佐藤委員	<p>りましたので、採決案に加えました。佐藤委員、何か説明はありますか。</p> <p>定数、報酬、そして政務活動費の3点についてご提案させていただきます。</p> <p>政務活動費につきましては、岐阜市の金額を参考にしない案を前提として検討が進んでいる状況であると前回聴取しました。しかし、岐阜市も同じ県内の市ですから、岐阜市も入れて検討する必要があるのではと考えました。</p> <p>その結果、岐阜市を入れると平均額は年額25万2,000円程度であるということでした。これは1つの目安として検討に値するのではないかと考えております。</p> <p>あとは記載のとおりですので、ご覧ください。よろしくお願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>佐藤委員、政務活動費はズバリいくらという提案ではないのですか。検討をした方がいいということですか。</p>
佐藤委員	<p>私の方で、岐阜市を除かずに県内の市平均の数字を検討すべきだと提案をいたしました。実は今日初めてこの25万2,000円という数字を拝見しました。ですので、具体的にどの金額でというところまで提案できる数字はありません。</p> <p>しかし、2、3日で検討できると思います。今の私のイメージとしては、25万円という心理的に30万円近くなってまいりますので、やや高いかなという気もします。できれば24万円台までに収める方向で検討できればと考えております。</p>
後藤國弘委員長	<p>今回この特別委員会において、定数、報酬、政務活動費について採決のテーブルに載せたいというご意見をあらかじめいただければということで、佐藤委員からはその旨をいただきました。</p> <p>そのほか、この特別委員会で定数、報酬、政務活動費に関して採決してほしいというご意見があればお願いいたします。</p>
野口委員	<p>1つずつ進めていきましょう。全部まとめてやるとまとまらなくなるから。</p>
後藤國弘委員長	<p>最初に、議員定数についてご意見をテーブルに載せたい</p>

野口委員	<p>という方がありましたら、よろしくお願ひいたします。分科会の意見は「1減」でした。</p> <p>定数について、分科会は1減ということで決定しましたが、私は令和5年度12月定例会に「2減」で発議した者として、選択肢に入れていただきたいと思います。</p>
山田委員	<p>私は「現状維持」の18人が妥当だということと、減員をしなければならぬ本来の理由がはっきりしていないと個人的には思っております。したがって、私はあくまでも現状維持を提案いたします。</p>
花村委員	<p>私は分科会の1減に対しては反対の意見を常々申し上げてきたところです。改めて申し上げますが、議員は市民と行政とのパイプ役であり、このパイプ役が減ることは、直接住民の福祉が不便になることにつながります。したがって、議員は減らすべきではないという立場を表明させていただきます。現状維持という考え方です。</p>
原委員	<p>分科会でもお伝えさせていただきましたが、やはり日々、市民の方から様々な相談や要望をいただいております。議員を減らすということはサービスの低下につながります。</p> <p>また、現在の羽島市の人口規模によると18名という人数は決して多くないというデータも出ておりますので、「現状維持」を提案させていただきます。</p>
豊島委員	<p>私は分科会の座長を務めておりましたので、その時に賛否はしていませんが、発言としては「現状維持」ということですが、分科会では採決の結果、報告されたとおりの1減になっております。</p> <p>私も以前から申し上げておりますように、人口規模等において他市の全体的なバランスを見ますと、多すぎるとか少なすぎるということではなく、よく練ってある人数だというのが現状です。</p> <p>また、今年度ではありませんが、以前、定数を減らした他市を視察した際、定数を割り込むという現状になったことから、大変な議論になったという経緯も聞きました。</p> <p>そうした調査もありましたので、現状においては他の状況、人口規模等をよく調べてやるべきであり、今すぐに減や増の必要性があるわけではないので、現状の18人という認められておるこのままの人数でよいという意見です。</p>

藤川委員	<p>無作為抽出による市民アンケートも行っており、その結果を鑑みますと、市民は減員の意向の割合が高かったのではないかと受け止めております。したがって、減の方で考えるのが妥当ではないかというのが私の意見です。</p> <p>「2減」が議会運営もしやすいのではないかと考えます。</p>
後藤國弘委員長	<p>採決案として「現状維持」「1減」「2減」という案が出ております。ほかに何かご意見等はございますか。</p>
川柳委員	<p>議員定数については、この18人というのが気に入っておりました。増やすとか減らすとかという議論が出たので、あえて言わせていただけるなら「2増」ということを心に秘めておりました。</p> <p>私が議員になってから、3つの常任委員会があつて6人ずつで18人という構成になっており、良いふうに行っていると思っておりました。この18人という人数で羽島市議会が良い方向に進んできた良い前例だと思っておりましたので、2増と言う機会もありませんでした。現状維持を支持します。常任委員会を3つ維持するのも良いですし、全国や県内の同規模の実態と比べても良い数字だと思っております。2増という希望は心に秘めておりますが、現状維持を支持します。</p>
後藤國弘委員長	<p>ほかにご意見等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、採決に移ります。採決の方法ですが、分科会の意見である「1減」から遠い「2減」をまず最初に採決いたします。その次に、分科会の意見である「1減」を採決いたします。</p> <p>〔「2減」の次は「現状維持」じゃないのか〕と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「減員」か「現状維持」かまず諮るべき〕と呼ぶ者あり〕</p> <p>〔「分科会の意見だけを採決するべき」と呼ぶ者あり〕</p>
佐藤委員	<p>分科会の意見は1減ですので、分科会の意見から遠いところということになりますと、2減もしくは現状維持が遠</p>

後藤國弘委員長	<p>いということになります。</p> <p>ですので、順番としては先に2減を採決するのであれば、その次に現状維持を採決して、最後に分科会の案を採決すべきではないかと思えます。</p> <p>採決は多数決ではなく、過半数を超えないと採択されません。2減、1減が過半数に達しなければ、結果的に現状維持となります。まず2減を採決します。</p>
藤川委員	<p>採決の流れですが、原案というのが分科会の流れで出てきています。本会議でもそうですが、原案に対して修正案が出てきたら修正案が先に採決されます。最終的に1番最後に原案を採決するという流れが本会議でも同じだと思います。</p> <p>今、2つの修正案が出ていると思えます。原案に対して「2減」という修正案と、「現状維持」という修正案です。この2つがより先に採決されるものになるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>
後藤國弘委員長	<p>現状維持に関しては、ほかの案が過半数に達しなければそうなるものですので、採決する必要があるかどうかというところです。2減が過半数に達しない、1減が過半数に達しなければ現状維持という形になります。</p> <p>したがって、「2減」「1減」の順で採決したいと思えます。この2つの案を採決して、両方とも過半数へ行かなければ現状維持という形になることをご理解いただきたいと思えます。</p> <p>2減で過半数に達しなければ、2減に投票した人も1減の方には投票できますので、随時全員が提案には投票できます。よろしく願いいたします。</p> <p>5分休憩してから投票しますか。会派で話し合うこともあると思えますし。</p>
後藤國弘委員長	<p style="text-align: center;">〔このまま採決すべき〕と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは採決いたします。挙手でお願いします。名前を読み上げます。</p> <p>まず、議員定数を「2名減」とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手少数〕</p>

後藤國弘委員長	<p>南谷佳寛委員、藤川委員、野口委員、安井委員、安藤委員、河崎委員、南谷清司委員。以上ですね。7名です。過半数に達しません。</p> <p>次に、「1名減」を採決したいと思います。1名減に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
後藤國弘委員長	<p>南谷佳寛委員、藤川委員、野口委員、安井委員、佐藤委員、安藤委員、河崎委員、南谷清司委員、堀委員。9名です。過半数に達しました。</p> <p>したがって、特別委員会の方針は「1名減」ということにさせていただきます。</p> <p>次に、議員報酬について議論したいと思います。議員報酬について、分科会の意見は「現状維持」ということでした。そのほか、ご意見のある方はございますか。</p>
野口委員	<p>分科会の皆さんには申し訳ないのですが、現状維持ではなく、以前5%下げていますので、それを戻していただきたいと考えます。</p> <p>議員定数がとりあえず1減で決まりましたので、戻してもよいのではないかと思います。増やすというのはまた別の話ですが、とりあえず5%戻していただきたい。</p>
後藤國弘委員長	<p>5%というのは具体的な金額はいくらでしょうか。</p>
野口委員	<p>以前に下げた分ですので、物価云々は関係なしに、平成17年4月1日の水準である41万5,000円に戻していただきたいと提案します。</p>
近藤委員	<p>私は分科会の座長をやっておりましたので、皆さんのご意見を聞いてまとめる立場で意見を言う場がありませんでした。この場で座長という立場を外して意見を述べさせていただきます。</p> <p>過去に報酬を下げた経緯がありまして、その時に条例に期限を入れておけばよかったのですが、当時は自分たちの任期中にこの条例が切れて元に戻るといふ文言を入れていませんでした。ぜひその条例に一言入れていただいて、本来の数字に戻していただきたいと考えます。</p> <p>また、特別職と職員は違います。特別職の場合、「物価ス</p>

	<p>ライド」といった言葉自体に疑問があります。我々は特別職ですので、自分たちで一生懸命活動していれば、例えば41万5,000円が安いとなれば、自分たちが責任を持って45万円にするということを提案し、報酬審議会等にかけて妥当であれば上げていただくのが結構かと思います。</p> <p>「物価スライド」という言葉と特別職の報酬は違うと思いますので、個人的な意見を述べさせていただきます。</p>
後藤國弘委員長	<p>分科会の付帯事項に関してはまた後ほど議論します。まずは金額についてお願いします。</p>
豊島委員	<p>私も分科会は違いますので意見を述べます。かねてから全議員もご承知のとおり、一時5%を下げて、その後の戻しがないまま現在に至っております。東日本大震災や財政の安定化対策のときはまた別ですが。</p> <p>この5%については、一度現状に復帰することにしていただきたいと考えます。</p> <p>それと分科会の付帯事項についてですが…</p>
後藤國弘委員長	<p>今後の議員報酬のあり方については後ほど行います。まず金額だけでお願いします。</p> <p>ほかにございますか。現状維持と、41万5,000円に元に戻すという意見が出ています。</p>
原委員	<p>案の中に、改正は市職員の行政給料表改正の都度という記述がありますが…</p>
後藤國弘委員長	<p>それはまた後ほど行います。金額だけでお願いします。</p>
佐藤委員	<p>私が提出した、39万円に減らすという案も検討に入れていただきたいと思います。</p> <p>また、野口委員からご提案いただいている41万5,000円に増やすという案の関係ですが、実際に行った場合に1つ問題があります。</p> <p>現在、副議長の報酬が41万3,000円でございます。これよりも議員の方が高くなってしまおうという問題がありますので、この点についてどのようにお考えか教えていただければと思います。</p>
議会事務局長	<p>議長、副議長の報酬の関係ですが、過去の例を見ますと、議長報酬は議員報酬のプラス5万円、副議長報酬は議員報</p>

野口委員	<p>酬のプラス2万円という流れになっております。</p> <p>いただいた資料の表にある、平成17年4月1日の水準に、議長も副議長も議員も、全員が戻るということですのでよろしいですね。20年以上前の水準に戻すということで大丈夫ですね。</p>
後藤國弘委員長	<p>そうです。佐藤委員、申し訳ありませんでした。佐藤委員からあらかじめ提出された「39万円」という案がございますので、佐藤委員、これについて何かご意見等がありますか。</p>
佐藤委員	<p>その件の前に、先ほど挙手をした件に関連して疑問点がありますのでお尋ねします。</p> <p>議会事務局長から、議長は議員よりも5万円高く、副議長は2万円高いというお話をいただきました。しかし、添付されている「報酬について」という資料を拝見すると、金額が合わないようです。</p> <p>資料の右上に記載されている「令和7年4月1日」の欄の1つ下、議長の報酬が44万2,000円と書かれています。それに対して議員が39万4,250円ですので、差し引きで約4万8,000円になるのではないのでしょうか。5万円ではなく約4万8,000円となっているようですので、この違いがよく分かりません。ぜひ教えていただきたいと思います。</p>
議会総務課長補佐	<p>この差額につきましても、一律5%カットを行っておりますので、副議長は本来の差額である2万円に95%をかけた金額が現在の差額になりますし、議長についても5万円に95%をかけた金額で差額が出ているという形になります。</p>
栗津委員	<p>今の5%の問題について、私が議員になる前のことですが、いわゆる職員の給与は元に戻ったと聞いております。そういうことですね。</p>
栗津委員	<p>〔「それとは別」と呼ぶ者あり〕</p> <p>東日本大震災のときのことじゃないのか。</p> <p>〔「それよりもっと前」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘委員長	<p>佐藤委員、39万円の案についてよろしいですか。</p>

佐藤委員	<p>先ほどの 39 万円の案に関連して申し上げます。</p> <p>現状の金額が中途半端な金額ですし、物価スライド制のご提案もいただいておりますので、私は物価スライドというのも 1 つの考え方として面白いと思っております。</p> <p>ただ、報酬を減額してやっていく方が良いのではないかと考えておりますが、どちらにしても物価スライドを考える余地はあると思っております。</p> <p>39 万円にした場合の副議長と議長の報酬の関係ですが、同じように比率で下げると、非常に複雑な金額になってしまいます。したがって、副議長がプラス 2 万円で 41 万円、議長がプラス 5 万円で 44 万円になるように、それぞれ減額すると良いのではないかと考えております。</p>
後藤國弘委員長	<p>現在のところ、「5%戻して 41 万 5,000 円とする案」、佐藤委員の「きりのいい 39 万円とする案」、それから分科会の意見である「現状維持」の 3 案があります。ほかに案はございますか。</p>
	<p>[発言する者なし]</p>
後藤國弘委員長	<p>まず金額だけ決めたいと思います。休憩を取りますか。</p>
	<p>[「大丈夫です」と呼ぶ者あり]</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、採決いたします。採決する順番は、まず野口委員の「元へ戻す」「41 万 5,000 円」を 1 番最初に採決いたします。次に佐藤委員の「39 万円」を採決いたします。</p> <p>それぞれの採決で過半数に達しなければ、分科会の意見どおり「現状維持」ということになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず最初に、5%戻して 41 万 5,000 円とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>[挙手多数]</p>
後藤國弘委員長	<p>山田委員、南谷佳寛委員、藤川委員、野口委員、安井委員、栗津委員、安藤委員、河崎委員、南谷清司委員、堀委員、豊島委員、近藤委員が挙手されました。</p> <p>12 人の賛成がありましたので、野口委員の「5%戻して 41 万 5,000 円」という案に決定いたしました。</p>

花村委員	<p>次に、分科会から合わせて「改選後は市職員行政職給料表改正の都度、特別職報酬等審議会に、市職員の給与と議員報酬の水準が均衡を保つよう諮問する」という付帯事項の提案があります。これについてご意見等はございますか。</p> <p>私は以前にも反対意見を申し上げたところですが、職員は給与で生活給です。これに対して議員は報酬です。生活給の場合は、物価等のスライドに見合っていないなければならないということで、人事院勧告に沿った見直しがされているわけですが、議員は報酬ですので、それとはそぐわないと考えます。</p> <p>もしこれを実施したら、毎年議員報酬の見直しが出てきて、その都度条例改正を行って報酬を見直すこととなります。また、その都度、報酬審議会へ諮問しなければならなくなり、その手前には報酬審議会にかけるための資料を事務局で作成してもらわなければならないこととなります。</p> <p>ですから、給与と報酬の違いということ認識していただきたいということと、毎年の議員報酬を議会から発議して条例改正をやるというのは、大変みっともないと考えますので、それはやめたほうが良いと考えます。</p>
原委員	<p>法的にまだこの部分がしっかり担保されているかどうかということと、やはり煩雑さが出てくるということ、そしてこれが民意をちゃんと受け入れられるかどうかという、その3点によって私は反対します。</p>
豊島委員	<p>私も分科会は違っておりましたが、これをお聞きして、今同僚議員がおっしゃったとおり、一般職員の方の給与と、我々議員、それから議員以外の方でも報酬を得ている方とは、本質的に違うと考えます。</p> <p>もう1点、日本の各市町村等で議員の報酬が低いからなり手不足だということで、今、国の制度でも兼業の範囲が広がってきております。</p> <p>そういったことを考慮しても、これに便乗して連動させるような形にすることには反対です。</p>
近藤委員	<p>先ほど私も座長として意見を取りまとめる立場でしたので意見を言いませんでしたが、やはりこういうことをすると、我々だけが特別職ではなく、市長や教育長、副市長など、他にも特別職に該当する方がたくさんおられます。</p> <p>本来、特別職が物価スライドなどで上がるということ自</p>

南谷清司委員

体がおかしい話であり、やはり我々の報酬は物価スライドではなく、自分たちできちんと決めた上で報酬審議会に諮るとというのが手順だと思います。他の特別職、例えば市長も、議員がやったから市長職もやるなどという話は聞いたことがありません。

やはりこの物価スライドの関係については、反対というか、その考え方が少し間違っているかなと思います。

色々反対のご意見をお聞きしましたが、私は賛成の意見を述べさせていただきます。

「物価スライド」という言葉がありますが、物価スライドではございませんのでご注意ください。民間の給与の変化等に応じて人事院勧告がなされ、それに依拠して検討されて、市が市の職員の給与を決めます。要するに「民間給与準拠」と言った方がより正確ですので、ご注意くださいと思います。

あと、「議員は報酬である」、「市の職員は給与である」という話が出ており、前回も同じ話をさせていただきましたが、報酬と給与の定義の違いを明快に述べているものは、私が人事管理や給与裁定の仕事をしてきた限りではありません。

私たちも「報酬」と言っ、職務に対する正当な金額で支払われていると一応認識はしていますが、現実的にはどうかと言うと、間違いなく生活給になっています。特に子育てしていらっしゃる方にとっては、児童手当もなく、扶養手当もありません。そういった中で、この収入が生活給として非常に大きな意味を持っていると私は認識しています。

一方、私のようなある程度年をとって職場経験がある者は、年金があるわけですので、別にどうこうということはないのですが、その辺についても十分認識をしなければいけないと思います。

もう1点重要なのは、私たちも税制上は給与扱いをされ、給与控除を受けています。これは給与だと認められているということで間違いありません。もしも本当の「報酬」であれば、年末調整などあり得ませんし、給与所得もあり得ません。言ってみれば事業所得として事業経費を計上して控除していく仕組みになるわけですが、実際には給与所得控除で年末調整をされています。

さらに、前回は言いませんでしたが、私たちは期末手当をもらっています。もしも報酬だということであれば、期

	<p>末手当はもらうべきではないと考えます。期末手当というのは給与そのものの考え方ですので、事業の報酬に対する期末手当など考えられませんから、それは論理的に非常に矛盾をしているということです。これがまず1点です。</p> <p>もう1点が、「事務が煩雑になるから」「大変だから」やらないという意見です。どこかで聞いた、「〇〇仕事」。「面倒くさいからそんなことできない」「前例がないからそんなことできない」という話で、そんな考え方で議会として本当によいのでしょうか。</p> <p>今、時代はどんどん変わっていっています。そんな中で新しい取り組みや新しい制度に向かっていくということ、多少の煩雑さがあっても乗り越えていくべきことだろうと私は思っています。そういった意味で、この分科会報告について賛成をしています。</p>
野口委員	<p>南谷清司委員の考え方やプロセスは分かったのですが、審議会へ諮問するというのは、これは毎年になるのですか。そこだけ確認したいです。</p>
後藤國弘委員長	<p>南谷清司委員、お願いします。</p>
南谷清司委員	<p>「給与が改定される都度」ですので、毎年とは限りません。上がる場合もあるし、下がる場合もあります。</p> <p>それで、職員の給与を改定する時には、当然市の中でしっかりと資料を作って議論をされているはずで、その議論の資料をそのまま右から左へ出して「どうしますか」と諮問するだけですから、本質的には資料はいらないのです。</p> <p>他市町村と比較したり、財政指標がどうこうと考え出すと資料が必要になりますが、市が検討している資料をそのまま出すだけです。本質的に資料はいらないというのが本来の姿です。</p> <p>ただ、それは諮問会の権限の範囲ですので、私からそこまでは明言できませんが、いずれにせよ諮問先がお決めになることになりますので、よろしく願いいたします。</p>
野口委員	<p>これは法律的にはできるのですよね。</p>
後藤國弘委員長	<p>基本的に議員報酬は議会の賛同を得られれば、審議会からは答申を受けるだけで、議員が議場で賛成してしまえば決まります。</p>

野口委員	<p>審議会がその報酬の金額を決めるのですか。</p> <p>〔「審議会はイエスカノーかだけ」と呼ぶ者あり〕</p>
野口委員	<p>ということは、金額を示すのはこちら側ということですね。</p>
後藤國弘委員長	<p>そういうことです。</p>
野口委員	<p>こちらが金額を決めて、それでいいか悪いかを審議会に諮って、審議会がOKだったら条例改正をするという流れですか。</p>
南谷清司委員	<p>審議会の設置条例の中に、市長が提案する時に審議会に諮問をするという仕組みになっています。条例の構成は、市長が案を作り、それを議会に提案したいので審議会の意見を聞く、つまり第三者の意見を参考にする形です。その上で決めて議会に諮ります。そして私たちが審議して決定をします。</p> <p>議員が提案する場合には、条例に定めはありません。これは道義的にどうかという話になります。</p>
野口委員	<p>審議会のルールは、市長提案に対していいか悪いかということですね。</p>
後藤國弘委員長	<p>今までの流れでいけば、議会が市長に対して「これを審議会で諮問してください」と依頼することになります。</p> <p>市長はそれを受けて審議会へ諮問するという形です。</p>
野口委員	<p>市長を挟んでいるわけですね。直接審議会ではなくて。</p>
後藤國弘委員長	<p>「議会から市長、市長から審議会」という形に条例上なっています。</p>
野口委員	<p>ということは、南谷清司委員の案でいくと、そういうことになるということですね。</p>
後藤國弘委員長	<p>変えるときは、議会がまず変えるというのを市長に対してお願いして、市長から審議会へ諮問していただいて、という流れですね。</p>

南谷清司委員	<p>先のことで、どういう制度設計をするかはまた別ですが、書いてあることそのものは「諮問する」ということを市長に求めているということです。市長に対し、「職員の給与を変えるときに、一緒に議員の報酬の改定も合わせて諮問してください」と、市長に依頼をするということが、この書いてある文章の意味です。</p> <p>ただ、制度設計はその時々やり方があるので、今そこまで拘束することはできないと思いますが、文章はそういう内容になっています。</p>
後藤國弘委員長	<p>条例の中では審議会の意見を聞くということになっていますので、意見を聞くということです。</p> <p>ほかに何かご意見ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘委員長	<p>市職員の行政職給料を基準にして議員の報酬を決めていくというような形に取れるのですが、一般的にはこれは理由になるのかどうか、議会事務局は分かりますか。そういう事例がほかにあるのでしょうか。</p>
議会事務局長	<p>そもそも議員報酬がその額になったのが、職員給与を元にして決められたかと言いますと、決してそういうわけではないと思われれます。答えになっていないかもしれませんが、報酬審議会にかけたときに、それが理由になるのかどうかというところはあります。</p> <p>ただ、同じように上げ下げするというのではなく、そのタイミングで見直してはどうかというご意見かと推察しますがどうでしょうか。</p>
南谷清司委員	<p>増やす、減らす、どの程度増やす、どの程度減らす、それを諮問するんですよ。</p> <p>決める、と言っても今は決まっているわけですから、それを増やすのか減らすのか、0.1%なのか1%なのか。それをどういうタイミングでどうやって増減させていくかということです。</p> <p>今のままだと何のルールもないから、そのときの思いつきと言っては悪いですが、そういう形であるという話ですよ。今は諮問するかどうかのルールがありません。</p>
議会総務課長補	<p>基本的に議員報酬というのは、議会の最高規範である基</p>

佐	<p>本条例において、変更するときは「市政の現状及び課題並びに将来の予測展望を十分に勘案し検討する」ということになっております。これに沿っていけば、職員の給料や人事院勧告というのは検討外になるかと思います。</p>
南谷清司委員	<p>今の事務局の発言ですが、「市政の現状」というのは職員の勤務条件も市政の現状ですから、当然反映をさせるべきことです。</p> <p>それと、決めるのは諮問会です。言っているのは「諮問する」ということですから、あとはその第三者機関で「お前ら変なこと言うな」という話になるのかもしれないし、「それは確かにそうだ」という話になるかもしれませんが、それは分かりません。</p>
議会事務局長	<p>事務局が言いました「市政の現状」というのは、職員の話ではなくて、市の財政状況のことを言ったと思います。</p>
南谷清司委員	<p>市政の現状というのは、職員の勤務条件も当然現状なので含まれます。</p>
花村委員	<p>人事院勧告だと、若年層に手厚くとか、色々なパーセンテージが年齢によっても違うのですが、その点についてはどのように答申を求めるのですか。南谷清司委員にお尋ねします。</p>
南谷清司委員	<p>あまりボーナスの話はしたくないのですが、私たちのボーナスは部長級に準拠しています。市の職員の部長級に準拠して役職加算が出されています。それであれば、私たちはそれで良しとしているのですから、部長級の給料がどのように上がったか下がったか、それだけを見ればいいのです。</p> <p>しかし、「それではいかにも」ということなので、今日配付された資料の中には課長級の給料の変遷が提示されています。その課長級の給料の、ある特定の号給に注目すればいいと思うのですが、そこがどれだけ上がったのか、どれだけ下がるのか、それを見ながら判断するということが妥当ではないかと考えています。</p>
後藤國弘委員長	<p>そのほか、ご意見等はございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>

後藤國弘委員長	<p>皆さんのご意見を聞きましたので、これを諮問にかけるかどうか、休憩後に採決したいと思います。</p> <p>それでは休憩を10分間取り、11時35分から再開したいと思います。</p>
	〔休憩後再開〕
後藤國弘委員長	佐藤委員、お願いします。
佐藤委員	<p>今検討している話についてですが、非常に複雑で、まだ私自身もあまり理解ができておりません。また、このプロセスについて、市長が審議会に諮問することを義務付けるというか、努力義務のような形にしていくのか、そういった意味合いも含めて、よく分からない点が多くあります。</p> <p>したがって、もう少し検討する時間をいただきたいと思っております。この件に関しては、今日ここで採決するのではなく、継続して検討するという事でお願いできればと思います。これを意見として申し上げます。</p>
後藤國弘委員長	先送りにするという事ですか。
佐藤委員	はい、先送りにするという事です。
後藤國弘委員長	<p>それでは採決したいと思います。令和10年度以降の議員報酬の取り扱いについて、「改選後は市職員行政職給料表改正の都度、特別職報酬等審議会に、市職員の給与と議員報酬の水準が均衡を保つよう諮問する」という件について、賛成、反対、もしくは先送りにするという選択肢があります。</p> <p>まず「先送り」を採決し、その次に賛成か反対を採決したいと思います。それでは、今、佐藤委員から先送りにしたらどうかという意見が出ましたが、これについて賛成の方の挙手を求めます。</p>
	〔挙手少数〕
後藤國弘委員長	<p>粟津委員、佐藤委員、川柳委員、堀委員です。先送りについては賛成少数ですので、採決をしたいと思います。</p> <p>「令和10年度以降の議員報酬の取り扱いについて、改選後は市職員行政職給料表改正の都度、特別職報酬等審議会</p>

	<p>に、市職員の給与と議員報酬の水準が均衡を保つよう諮問する」という意見について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手少数〕</p>
後藤國弘委員長	<p>南谷佳寛委員、藤川委員、野口委員、安井委員、安藤委員、河崎委員、南谷清司委員。7名であります。賛成少数のため、本案は否決されました。</p> <p>次に、政務活動費について審議したいと思います。政務活動費に関する分科会の意見は、個人支給とし、支給額は月額1万5,000円、年額18万円に増額するというものでした。佐藤委員から提案がありますのでお願いします。</p>
佐藤委員	<p>具体的な金額を決めないと議論になりませんので、先ほどの曖昧な状況から特定した金額にしたいと思います。年額24万8,000円ということで提案いたします。</p> <p>提案理由としましては、分科会案では岐阜市を除いて検討していましたが、岐阜市を除くという発想は正直よく分かりません。岐阜市も踏まえて考える必要があると思います。岐阜市の政務活動費は年額100万円以上あると思いますが、それらを含めて検討したときに、年額24万8,000円が1つの目安として必要ではないかと考えます。</p>
後藤國弘委員長	<p>そのほか、ご意見や提案したい事項はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘委員長	<p>採決してもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘委員長	<p>分科会の意見より金額の乖離が大きい案から採決したいと思います。政務活動費の額を年額24万8,000円とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手少数〕</p>
佐藤委員	<p>賛成が全くないようですので、1人で賛成しても意味がありません。撤回いたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは次に、分科会の意見について採決いたします。</p>

	<p>これが過半数に達しなければ現状の8万円となります。 政務活動費を年額18万円とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
後藤國弘委員長	<p>全員賛成です。したがって、政務活動費は年額18万円とすることに決定いたしました。</p>
南谷清司委員	<p>改正はいつの議案になるか分かりませんが、施行日はいつの予定ですか。</p>
後藤國弘委員長	<p>改選後という形かと思いますが。</p>
南谷清司委員	<p>改選がある年の6月以降ということですか。それとも4月からなのか。</p>
議会総務課員	<p>皆さんの任期の最後の1ヶ月について、1万5,000円になるのか、それとも今の6,666円なのか、どうなるのでしょうか。</p>
後藤國弘委員長	<p>政務活動費は4月1日から支給されますが、使わなければ返す形になります。基本的には4月1日からでよいと思います。</p> <p>この後の流れについて、事務局から説明をお願いします。パブリックコメント等はどうなりますか。</p>
議会総務課長	<p>最終的に議決するのは令和8年9月議会です。それまでに報酬審議会にかけたり、事務局で条例改正案を作成したりします。パブリックコメントも行います。最終的に9月議会で議決し、そこからは周知期間を半年程度取るというスケジュール感になります。</p>
後藤國弘委員長	<p>条例改正が9月ということで、今後そのような日程で進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔「政務活動費の支給方法は」と呼ぶ者あり〕</p>
後藤國弘委員長	<p>政務活動費については、今まで会派支給となっておりますが、これを個人支給にしていくという方向性で分科会の結論が出ております。これについてご異議ありませんか。</p>

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
後藤國弘委員長	<p>それでは、これからは個人支給という形にしていきたいと思います。これは改選後になりますので、よろしく願いいたします。</p>
藤川委員	<p>個人支給とすることに決定したと思いますが、個人支給にするにあたって、金額も変わりますし、使途について、例えば「こういうものは認められる、こういうものは認められない」といった具体的な事例を含めたルール作りも必要ではないかと思えます。</p> <p>その辺りについて、まだ時間はありますので、今後の検討事項として、議会改革特別委員会になるかもしれませんが、議長において采配をお願いできればと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>個人で管理していくわけですので、政務活動費を使える範囲というのは、議員全員で協議してきちんと決めておく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
後藤國弘委員長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
後藤國弘委員長	<p>それではこれにて、議員定数・報酬等検討特別委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 48 分】</p>